

国指定特別天然記念物

田島ヶ原サクラソウ自生地

保存管理計画（概要版）



田島ヶ原サクラソウ自生地

さいたま市では、平成25年度に「国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画」を策定しました。

本計画は、貴重な田島ヶ原サクラソウ自生地を後世にわたくつて継承していくための保存・管理の指針をまとめたもので、平成26年3月に刊行した『国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画策定報告書』に、詳しい内容が述べられています。

この小冊子は、その概要を紹介するものです。

I 田島ヶ原サクラソウ自生地とサクラソウ

田島ヶ原サクラソウ自生地

指定名称	特別天然記念物田島ヶ原 サクラソウ自生地
指定年月日	大正9年(1920) 7月17日 昭和2年(1927) 5月14日追加指定
所在地	さいたま市桜区大字西堀 字南原3137他
所有者	さいたま市
面積	41,232 m ²

かつて、荒川流域には田島ヶ原のほか、錦乃原（さいたま市西区）、戸田ヶ原（埼玉県戸田市）、浮間ヶ原（東京都北区）など多くのサクラソウ自生地がありましたが、現在、まとまった規模の自生地として存在するのは、田島ヶ原のみです。



自生地とその周辺図

サクラソウ

サクラソウは、サクラソウ科の多年草で、環境省レッドリストでは、準絶滅危惧種とされています。国内では、北海道南部、本州、九州の高原など主に涼しい場所に自生しており、田島ヶ原のように温暖な荒川の低地に自生するのは珍しい例です。

花が美しく、花の形や色などに遺伝的な違いが多く生まれるため、江戸時代には園芸栽培が始まり、人々に受容されました。

現在、サクラソウは、埼玉県の花、さいたま市の花、桜区の花として、県民・市民に親しまれています。



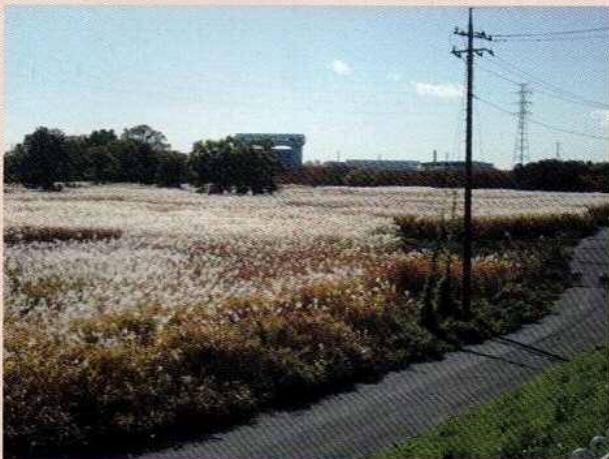
サクラソウ自生地の四季



春（4月）



夏（8月）



秋（11月）



冬（1月・草焼き後）

サクラソウ以外の自生地の植物

自生地では、サクラソウのほか、ノウルシ（①）、アマドコロ（②）等の春植物が豊富に見られます。

また、ノダイオウ（③）、トモエソウ（④）等の希少植物も多く自生しており、自生地は、四季を通じて約250種の野草を堪能することができる、植物の宝庫です。



Ⅱ 田島ヶ原サクラソウ自生地の価値

田島ヶ原サクラソウ自生地は、特別天然記念物として、下記のように多様な特質を持っています。

これらの要素を保持・保全していくことで、自生地の価値を保存・継承していく必要があります。

田島ヶ原サクラソウ自生地の総合的な価値の高さ

- ・国内有数の、代表的な原野植物群落
- ・自生地が、荒川流域という温暖な低湿地に形成
(サクラソウは、主に冷涼な気候の高原等に自生する)
- ・その土壤は乾燥すると固化し、特有の植生を形成
- ・冬季にオギ・ヨシを刈り取って利用するという生産活動と共存して、サクラソウをはじめ春植物の大群落が成立
- ・自生地が、名勝地として定着
- ・荒川流域に存在した、往時の姿を残す唯一の自生地
- ・現在まで、荒川流域のサクラソウをもとに多様な品種が栽培されており、田島ヶ原のサクラソウには多くの遺伝形質が保存されている
- ・研究材料、生物資源、観光資源として高い価値がある
- ・首都圏の大都市近郊に位置し、交通の便がよく、調査・研究、見学、観賞に適している
- ・埼玉県の花、さいたま市の花となり、地域のシンボルとして県民・市民の間に定着し、親しまれている



見学者で賑わう自生地

Ⅲ サクラソウ自生地の現状

個体数の衰退

サクラソウは、種子と地下茎によって繁殖しますが、自生地では夏季に表土が固くしまるため、種子による繁殖が難しく、形成されている大部分の群落は、地下茎で繁殖したクローン群落です。

一方、サクラソウは昆虫が受粉の媒介をする花としても知られていますが、自生地には有力な花粉媒介昆虫もなく、昆虫による受粉が見込めません。

また、周辺地域の開発や排水設備の整備等によって、自生地土壤の乾燥化が進行しています。

昭和 40 年（1965）から継続実施している生育状況調査による、サクラソウの個体数の変化は下図のとおりです。近年では、平成 15 年（2003）の 235 万個体を頂点に減少し、平成 26 年（2014）には 96 万個体となり、このまま推移すれば、消滅が懸念される危機的状況となっています。



サクラソウ個体数（ラメット数）の増減

（1965 年を 100 とした指數。図中の数値は推定実数。）

※ラメット＝地下茎等で繁殖する植物の、一本一本の個体数

IV 保存管理計画

保存管理の理念

首都圏域に今なお保存されているサクラソウ自生地の高い価値を、将来に継承し、私たちの子孫も等しく享受できるように努めます。

保存管理の基本方針

上記の理念を実現するために、次の3点を保存管理上の基本方針に定めました。

- ①「サクラソウ自生地」の価値の保全と、未来への継承を第一とする。
- ②周辺との一体的な環境保全と総合的な運用・活用を図る。
- ③「サクラソウ自生地」の価値を普及・啓発し、積極的に活用する。

保存管理の地区区分と取扱い

自生地の特別天然記念物としての価値を保全するために必要な区域を定め、その区分に沿って適切な取扱いを進めます。

区 域	取 扱
第一次指定地	特別天然記念物としての価値を厳正に保存する地区である。
第二次指定地	湿地環境を維持し、指定当時の植生を保全するための保存管理を行う。 第二次指定地に介在する旧村道（未指定）は追加指定が望ましい。
観察路	第一次指定地の観察路としての使用が継続している地区であり、指定地の保存に影響を与えない形での機能維持をはかる。南北観察路、中央観察路の未指定部分は、特別天然記念物の追加指定が望ましい。
緩衝帯	指定地の周辺を緩衝帯と位置付け、指定地の保全に資する取組を推進し、指定地の保全を阻害する要素の除去・低減化を図る。
補完地	種内多様性の維持や個体数の増殖など、サクラソウ自生地の補完を果たすとともに、保全に必要な実験等を行う。

自生地内の保全活動の継続

今日行われているサクラソウ自生地内の植生の保全活動については、逐次その評価を行いながら継続して進めていきます。

①自生地の植生を変化させる植物の駆除・抑制

外来植物、新たな侵入種の駆除や
樹木の除去



②冬枯れした植物の除去

オギ・ヨシなどの刈払いや火入れ
(草焼き) の実施

③保護増殖実験調査

現状に応じた保護・増殖の適切な実施方法の検討と、湿地環境の復原

④モニタリング調査

生育状況調査や群落分布調査の継続と、データの収集・蓄積

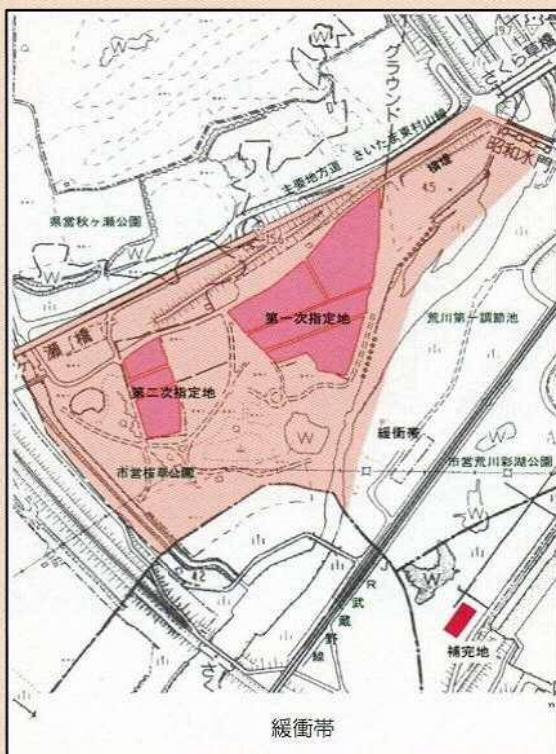
⑤動植物全般についての調査・研究の推進

学識経験者や専門機関による継続した調査・研究の実施

周辺の環境と一体的な 保存管理

隣接する桜草公園を中心とする地域として緩衝帯と位置付け、外来植物や自生地に隣接して植栽されている樹木の抑制に努めます。

また、自生地の乾燥化を促進する施設等の再配置や導水システム構築などの検討も必要です。

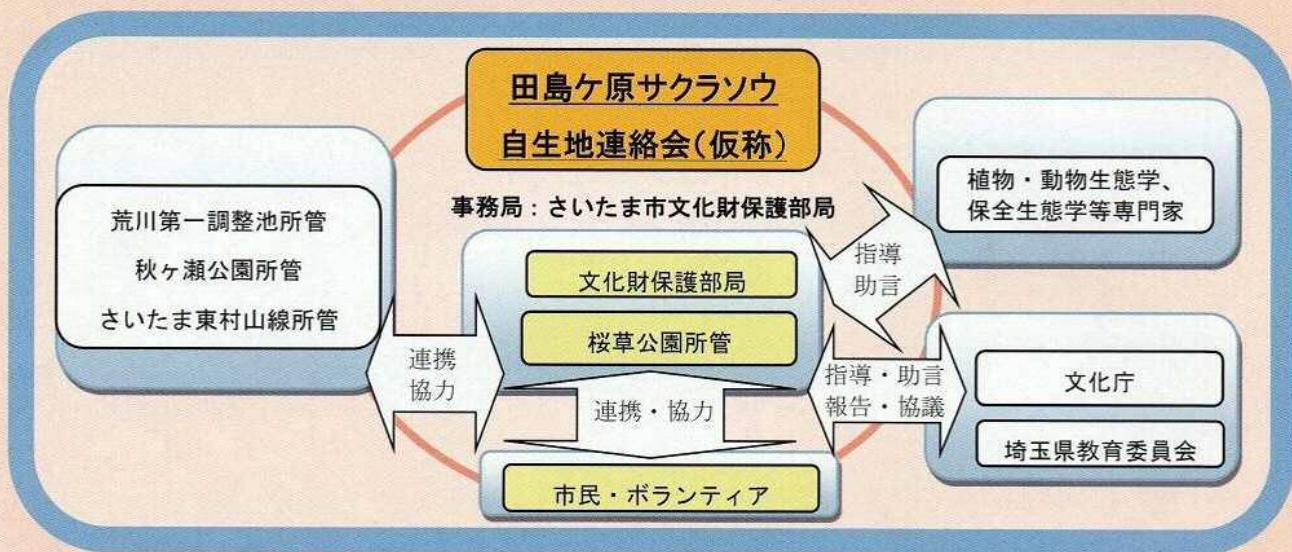


保存管理の体制

さいたま市は、特別天然記念物所在市としての文化財保護法上の責務とともに、指定地の所有者としての文化財保護法上の責務の双方を担っています。

サクラソウ自生地の管理は、さいたま市の文化財保護行政担当部局が所管することが原則ですが、近接する桜草公園や荒川彩湖公園、秋ヶ瀬公園、県道、荒川第一調節池などを所管する行政機関との連絡が不可欠です。

これらの近接する公共施設等を所管する機関と、自生地の現状や課題に対する情報・認識を共有化したり、専門家や市民・ボランティアとの意見交換を行う場の整備を図ります。



サクラソウ自生地保全のための体制イメージ図

「田島ヶ原サクラソウ自生地」は、北海道のマリモや屋久島のスギと同様に、とても価値の高いものです。みんなで大切に守っていきましょう。

編集・発行 さいたま市教育委員会 文化財保護課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話 048-829-1723

この印刷物は、文化庁平成26年度国宝重要文化財等保存整備費補助金を一部に充て作成しました。1,000部作成し、1部あたりの印刷経費は92円です。
(2015.3)